己反応性物質	ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類 その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第３項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	るもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第１備考第19号によるものとする。			
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第４項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第20号に掲げる性状を示すものとする。		300キログラム未満	

注１　性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第１備考第21号によるものとする。
　２　積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第３備考各号に定める分類をいう。

５　腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

６　マッチ

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注１　別表第２の品名欄に掲げる物質は、別表第１に掲げる物質を含まないものとする。
　２　「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に定めるところによる。
　３　別表第２の１～４の品名欄に掲げる物質で、１～４の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。
　４　別表第２の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が１となる数量とする。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１２０８号
福岡市東区松崎１丁目３番17―201号、前住所福岡市東区原田２丁目17番８号
債務者　荒牧　　力
１　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳永　隆志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月７日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０３２号
奈良県生駒郡三郷町三室２丁目４番17号
債務者　木山　貴史
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０６９号
大阪府豊中市岡上の町１丁目８番２号
債務者　カルテドールこと　坂田　　哲
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田口　正輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０８８号
大阪府茨木市西中条町３番41号、前住所大阪府茨木市奈良町５番304号
債務者　割石　一郎
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田口　正輝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１４２号
大阪府東大阪市中石切町５丁目８番18―202号
債務者　橋元　幸代
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原　康洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１６５号
大阪市東住吉区今川７丁目８番11号　201号、前住所大阪府岸和田市土生町５丁目１番34―505号
債務者　川田　修司
１　決定年月日時　平成23年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　奥村　昌裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月24日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０８０号
福岡市城南区宝台団地16番304号
債務者　森永　信子
１　決定年月日時　平成23年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　壇　　一也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２６０号
福岡県大野城市南ケ丘７丁目６番10号
債務者　神田　　茂
１　決定年月日時　平成23年８月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田畠　光一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部